

令和 7 年第 1 回

東濃中部病院事務組合議会定例会議案

令和 7 年 2 月 1 9 日

令和 7 年第 1 回東濃中部病院事務組合議会定例会議事日程

令和 7 年 2 月 1 9 日（水曜日）午前 9 時開議

日程第 1	会議録署名議員の指名について		
日程第 2	会期の決定について		
日程第 3	議第 1 号	令和 7 年度東濃中部病院事務組合一般会計予算	別冊
日程第 4	議第 2 号	令和 7 年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計予算	
日程第 5	議第 3 号	令和 7 年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算	
日程第 6	議第 4 号	令和 6 年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第 2 号）・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
日程第 7	議第 5 号	東濃中部病院事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	1
日程第 8	議第 6 号	東濃中部病院事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	3
日程第 9	議第 7 号	東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	5
日程第10	議第 8 号	東濃中部病院事務組合病院事業実施施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・	16
日程第11	一般質問		

議第 5 号

東濃中部病院事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

東濃中部病院事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

東濃中部病院事務組合管理者 土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、この条例を定めようとする。

東濃中部病院事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正
する条例

東濃中部病院事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年東濃中部病院事務組合条例第２号）の一部を次のとおり改正する。

第２条第１０項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第５３条から第５５条までの改正規定は、令和７年６月１日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 第５３条から第５５条までの改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議第 6 号

東濃中部病院事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について

東濃中部病院事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

東濃中部病院事務組合管理者 土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、この条例を定めようとする。

東濃中部病院事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

東濃中部病院事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年東濃中部病院事務組合条例第３号）の一部を次のとおり改正する。

附則第３条第４項及び第５項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議第 7 号

東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例について

東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

東濃中部病院事務組合管理者 土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

診療科目を追加し、並びに法定以外の利用料金及び手数料を策定するため、
この条例を定めようとする。

東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例（令和４年東濃中部病院事務組合条例第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項の表中「、血管外科」の次に「、心臓血管外科」を、「歯科口腔外科」の次に「、緩和ケア内科」を加える。

第１２条第２項第２号中「別に管理者が」を「別表第１に」に改め、同条中第４項を削り、第５項を第４項とし、同条に次の２項を加える。

- ５ 東濃中部病院事務組合公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（令和５年東濃中部病院事務組合条例第１１号）第１０条第１項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合で、管理者が臨時に施設の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は停止の期間が終了するまでの間、管理者は、第２項各号に掲げる基準により算定した費用の額の範囲内で管理者が定める使用料を徴収する。
- ６ 前項の場合にあつては、第１４条及び第１５条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

第１４条を第１６条とする。

第１３条第１項中「利用料金」の次に「及び手数料」を加え、同条を第１４条とし、同条の次に次の１条を加える。

（減免又は徴収の猶予）

第１５条 指定管理者は、災害その他特別の事情があると認めるときは、利用料金を減免し、又は徴収を猶予することができる。

- ２ 管理者は、災害その他特別の事情があると認めるときは、手数料を減免し、又は徴収を猶予することができる。

第１２条の次に次の１条を加える。

（手数料）

第１３条 手数料の額は、別表第２に定める額に１００分の１１０を乗じて得

た額（この額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てた額）とする。

別表第 1（第 12 条関係）

種類	区分	単位	額
診療料			1 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用を受ける者は、1 点の単価を 11 円 50 銭として算定した額
			2 自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の適用を受ける者は、1 点の単価を 20 円として算定した額
			3 病院長が診療契約を締結した場合は、当該診療契約により算定した額
食事療養料		1 食につき	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）により算定した額
予防接種料		1 回につき	診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「算定方法」という。）により算定した初診時基本診療料

			及び注射料等に、使用薬剤料を合算した額
死体検案料		1 体につき	算定方法により算定した初診時基本診療料及び往診料を合算した額（課税となる場合は、その額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額）
死体検死料		1 体につき	1 0 , 0 0 0 円
健康診断料			算定方法により算定した初診時基本診療料、検査料及びレントゲン診断料等の額を合算した額
人間ドック		1 回につき	関係機関等との契約等による額。 契約等がない場合は、算定額に相当する額に、実費相当額を加算した額。
有料個室使用料	特別室	1 日につき	1 1 , 0 0 0 円
	A 個室	1 日につき	5 , 4 0 0 円
	B 個室	1 日につき	4 , 4 0 0 円
初診に関する選定療養		初診時基本診療料を算定する初診時につき	3 , 0 0 0 円

入院に関する選定療養			保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成１８年厚生労働省告示第４９８号）により算定した額に１００分の１１０を乗じて得た額
ほくろの炭酸ガスレーザー治療		１個につき	算定方法により算定した額で１７，５００円以内
インプラント治療料		１本につき	算定方法により算定した額で３５０，０００円以内
巻き爪ワイヤ治療		１処置につき	７，７００円
ミレーナ装着処置		１処置につき	７６，０００円
ミレーナ除去処置		１処置につき	４，８００円
IUD装着処置		１処置につき	３０，０００円
IUD除去処置		１処置につき	５，０００円
在宅医療に係る交通費	片道５キロメートル以内	１回につき	自家用車自動車による費用 １，０００円 ただし、借用自動車等を使用した時は実費とする。

	片道5キロメートルを超えるとき	1キロメートル（1キロメートル未満の端数は、1キロメートルとする。）につき	自家用車自動車による費用 300円 ただし、有料道路・借用自動車等を使用した時は実費とする。
死後処置料		1体につき	一般 6,000円 深夜 8,000円
受託検査料		1検体1回につき	算定方法により算定した初診時基本診療料に、検査料を合算した額
医師面談料		1回につき	30分まで5,000円 （30分を超える場合は、その超える30分までごとに5,000円を加算した額）
セカンドオピニオン相談料		1回につき	30分まで10,000円 （30分を超える場合は、その超える30分までごとに5,000円を加算した額）
診察券再交付料		1回につき	91円
訪問看護利用料（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくものを除く。）	長時間利用加算料	1回の訪問看護に要する時間が90分を超える場合	その超える時間30分までごとに、1,000円

	休日・時間外 利用加算料	午前6時から午後10時まで	利用時間30分までごとに、1,250円
		午後10時から午前6時まで	利用時間30分までごとに、1,500円
訪問看護に係る交通費	1 介護保険法による通常の事業の実施区域を超える場合	片道5キロメートル未満	200円
	2 健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による訪問看護を行った場合	片道5キロメートルから10キロメートル未満	300円
		片道10キロメートルから15キロメートル未満	400円
		片道15キロメートル	500円

		以上	
訪問看護に係る死後の処置料		1回の処置につき	10,000円
卵管結紮術		1回につき	43,500円
妊婦初診料		1回につき	3,500円
妊娠反応検査		1回につき	1,500円
人工妊娠中絶	3ヶ月以内	1回につき	70,000円
	4ヶ月以降	1回につき	100,000円
分娩料	時間内	1児につき	190,000円
	時間外	1児につき	200,000円
	休日	1児につき	220,000円
	深夜	1児につき	220,000円
	帝王切開術	1児につき	分娩時間に準ずる
	時間内（2児目以降）加算	1児につき	2児目以降 105,000円
	時間外（2児目以降）加算	1児につき	2児目以降 110,000円
	休日（2児目以降）加算	1児につき	2児目以降 120,000円
	深夜（2児目以降）加算	1児につき	2児目以降 120,000円
分娩介助料	4ヶ月～6ヶ月	1児につき	110,000円
	4ヶ月～6ヶ月（2児目以降）加算	1児につき	40,000円
臍帯血ガス分析		1回につき	2,000円
汚物処理（分娩時）		1回につき	3,000円
沐浴料		1回につき	500円

新生児介補料		1日につき	7,500円
妊婦健診	妊婦健診料	1回につき	5,850円
	へパプラスチ ン検査（産科 非課税）	1回につき	800円
産婦健診		1回につき	5,000円
産後ケア		宿泊 1日につき	30,000円
		通所 1日につき	15,000円
新生児AABR		1回につき	8,500円
新生児ビリルビン検 査		1回につき	600円
先天性代謝異常検査		1回につき	3,000円
追加新生児マスキ ン検査		1回につき	10,000円
乳児1ヵ月後健診		1回につき	3,600円
退院後健診		1回につき	3,800円
退院後健診（母親の み）		1回につき	3,000円
マタニティヨガ		1回につき	700円
産後ヨガ		1回につき	700円
胸膝位指示		1回につき	500円
骨盤調整		1回につき	3,000円
骨盤ベルト指導		1回につき	500円
乳房マッサージ		1回につき	2,000円
助産師外来		1回につき	5,000円
成年後見人鑑定料		1件につき	50,000円
その他のもの			管理者が定める額

別表第2（第13条関係）

種類	区分	単位	額
文書料	自動車損害賠償責任保険診療費明細付証明書	1通につき	3,000円
	自動車損害賠償責任保険診断書		3,000円
	死体検案書		3,000円
	死亡診断書及び死産届		死亡診断書 3,000円 死産届 2,000円
	普通診断書、通院証明書、補装具給付意見書その他これらに類する診断書、証明書及び意見書		1,000～3,000円
	生命保険診断書、年金診断書、身体障害者手帳交付診断書、訴訟関係診断書その他これらに類する診断書		3,000円

	学校保健安全 法等による報 告、診断及び 証明書		無料
	学校生活管理 指導表（アレ ルギー疾患）		学校生活管理指導表 2, 0 0 0 円 アレルギー除去食指示書 1, 0 0 0 円
	出生届		2, 0 0 0 円
	妊娠水泳許可 書		1, 0 0 0 円
	出産手当金申 請書		1, 0 0 0 円
	医療照会兼回 答書		3, 0 0 0 円
	支払証明書		1, 5 0 0 円
	デイサービス に関わる書類		2, 0 0 0 円
	その他文書		1, 0 0 0 ～ 5, 0 0 0 円
要約書（サマリー） の交付		1 件につ き	簡単なもの 5, 0 0 0 円 1 枚以内 複雑なもの 1 0, 0 0 0 円 2 枚以上

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 8 号

東濃中部病院事務組合病院事業実施施設の指定管理者の指定について

組合は、次の条項により指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

東濃中部病院事務組合管理者 土岐市長 加 藤 淳 司

- 1 施設の名称 公立東濃中部医療センター
- 2 指定管理者 岐阜県岐阜市宇佐南 4 丁目 1 3 番 1 号
岐阜県厚生農業協同組合連合会
代表理事理事長 谷口 直樹
- 3 指定の期間 施設の供用開始日から令和 3 8 年 3 月 3 1 日まで